雇用保険・社会保険
かんたん比較表

Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

雇用保険・社会保険 かんたん比較表

雇用保険と社会保険（健康保険・厚生年金保険・介護保険）は、労働者の生活の安定や医療・老後の保障を目的とした制度ですが、その目的や加入条件には違いがあります。近年は社会保険の適用範囲が広がっており、自身の働き方に応じて、必要な手続きを確実に行うことが大切です。

雇用保険と社会保険の比較

項目	雇用保険	社会保険（健康保険・厚生年金保険・介護保険）
目的	失業時や傷病時の生活・雇用安定、再就職支援	医療費補助、老齢・障害・遺族年金給付、介護サービス給付
所管	厚生労働省（ハローワーク）	厚生労働省（年金事務所、健康保険組合など）
構成	雇用保険単体（労災保険と合わせて労働保険）	健康保険、厚生年金保険、介護保険の総称
加入義務	週20時間以上かつ31日以上の雇用見込みがある労働者	強制適用事業所（法人全て、個人事業所は原則従業員5名以上）に勤務する労働者
扶養制度	なし	あり（被保険者の収入が一定以下の親族は保険料負担なしで加入可能）
保険料算出	給与額または賞与額 × 雇用保険料率	標準報酬月額または標準賞与額 × 保険料率（労使折半）

© MoneyForward, Inc.

雇用保険・社会保険 かんたん比較表

短時間労働者の社会保険加入条件（2025年5月現在）

以下の**全ての条件**を満たす短時間労働者は、社会保険の適用対象となります。

- 週の所定労働時間が**20時間以上**であること
- 雇用期間が**2か月を超える見込みがある**こと
- 賃金の月額が**8.8万円以上**であること
- 学生でないこと
- 厚生年金保険の被保険者数が常時**51人以上**の「特定適用事業所」、または労使合意により社会保険に加入している「任意特定適用事業所」に勤務していること

補足事項

会社が社会保険の適用を受けていない、または上記の条件を満たさない場合は、雇用保険のみに加入することもあります。一般的に**「社会保険完備」**という表現は、雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金保険の全てに加入できることを指します。

© MoneyForward, Inc.